国立研究開発法人　海上･港湾･航空技術研究所契約事務取扱細則第４４条

（落札の方法）

第４４条　契約担当役は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

２　契約担当役は、前項ただし書きの場合にあっては、最低価格の入札者をただちに落札者とせず、入札者全員に後日落札者の決定を通知する旨を告げなければならない。また、落札者の決定にあたっては必要な調査を行い、最低価格の入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その調査結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員会に提出し、意見を求めなければならない。

３　契約担当役は、前項の場合は、落札者の決定にあっては必要な調査を行い、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を契約審査委員会に送付して意見を求めなければならない。

４　契約の性質又は目的から第１項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって入札した者を契約の相手方とすることができる。